

特定事業主行動計画策定に向けた取組状況 ～茨城県～

- 1 特定事業主行動計画策定等検討委員会の設置について …資料 1
- 2 調査研究部会職員の庁内公募について …資料 2
- 3 アンケート調査実施について …資料 3
- 4 次世代育成支援対策の検討体制について …資料 4
- 5 計画策定スケジュールについて …資料 5

茨城県総務部人事課

人事係 矢島

TEL 029-301-2276

FAX 029-301-2289

特定事業主行動計画策定等検討委員会設置要綱

(平成16年2月制定)

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第5条及び第19条に基づき、特定事業主行動計画(以下「行動計画」という。)の策定等を行うため、特定事業主行動計画策定等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の検討等を行うものとする。

- (1) 行動計画の策定に関する事項
- (2) 行動計画に定める措置の実施に関する事項
- (3) 行動計画の変更に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は総務部次長を、副委員長は人事課長をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

4 委員会は、必要に応じて、一部の委員のみにより開催することができる。

5 委員会は、第2条に規定する検討事項の調査研究等を行わせるため、委員会の下に別表2に掲げる者を構成員とする調査研究部会を設置する。

6 委員会は、有識者等又は調査研究部会の構成員に対して、委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(事務局)

第6条 委員会の事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関しては、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年2月13日から施行する。

別表 1

特定事業主行動計画策定等検討委員会名簿

	職 名	備 考
委員長	総務部次長	
副委員長	人事課長	
委員	女性青少年課長	
	職員課長	
	管財課長	
	子ども家庭課課長	
	企業局総務課長	
	議会事務局総務課長	
	監査委員事務局次長	
	人事委員会事務局次長	
	茨城県職員組合	

別表 2

特定事業主行動計画策定等調査研究部会名簿

	職 名 等	備 考
部会長	人事課課長補佐	
構成員	女性青少年課課長補佐	
	職員課課長補佐	
	管財課課長補佐	
	子ども家庭課室長補佐	
	庁内公募に基づき選考した職員（7名）	

特定事業主行動計画策定等調査研究部会庁内公募要領

1 趣 旨

平成15年7月、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が制定され、国及び地方公共団体の機関（特定事業主）は、平成16年度末までに、職員の職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるため、次世代育成支援対策に関する特定事業主行動計画（行動計画）を策定することとされました。

これを受け、知事部局等（企業局、議会、監査委員及び人事委員会を含む。）においては、行動計画の策定に向けた検討を行うための検討委員会及び調査研究部会を設置するとともに、調査研究部会の構成員には、できるだけ職員の意向、要望等を反映するため、庁内公募により選出した子育て期にある職員または今後子育てすることが見込まれる職員を加えることとしたところです。

つきましては、下記により調査研究部会の構成員を職員から庁内公募しますので、皆さんからの積極的な応募を期待しております。

2 庁内公募内容

(1)対象職員及び公募人数

応募区分	対 象 職 員	公 募 人 数
①	子育て期にある職員（中学校入学前の子を養育している職員）	4名（男女各2名）
②	今後子育てすることが見込まれる職員	2名（男女各1名）

(2)役 割

調査研究部会は、次に掲げる事項についての検討等を行います。公募により選出された職員の皆さんには、各関係機関の職員とともに調査研究し、実際に子育てに取り組む職員の立場から、意見を述べていただくこととなります。

なお、調査研究部会は平成16年度中に4回程度開催する予定です。

（検討事項）

- ① 行動計画の原案策定に関する事項
- ② 行動計画に定める措置の進捗状況の確認に関する事項
- ③ 行動計画の変更案策定に関する事項
- ④ 職員の意向、要望等の把握及び委員会への提言に関する事項
- ⑤ 職員へのアンケート調査に関する事項
- ⑥ 関係機関との調整に関する事項

(3) 公募期限

平成16年3月19日（金）

(4) その他

調査研究部会への出席は出張扱いになります（旅費は人事課で負担）。

3 提出方法

応募しようとする職員は、下記の「応募欄」に必要な事項を記載したうえ、次の方法で応募願います。

- ①人事課人事Gあて電子メールで送信
- ②人事課長あて親展で直接送付

4 その他

庁内公募要領は、行政情報ネットワークシステムの掲示板中の人材育成メールボックスにも掲載されています。

5 照会先

総務部人事課人事グループ（内線）2277～8 担当 久須美、石川

応 募 欄		
応募区分	① 勤務課所	職員番号
	②	職 氏 名
○子育てと仕事の両立支援のための取組について御意見がありましたら記入してください		

※応募される方は本書をそのまま送付（送信）願います。

特定事業主行動計画策定のためのアンケート調査実施について

1 調査目的

特定事業主行動計画策定等検討委員会において、特定事業主行動計画の策定にあたっての参考とするため、職員の仕事と子育ての両立支援策及び仕事と子育ての両立等に対する意識及び実態を調査する。

2 調査方法

(1) 調査実施主体

特定事業主行動計画策定等検討委員会及び調査研究部会

(2) 調査対象部局

知事部局、企業局、議会、監査委員及び人事委員会

(3) 調査対象職員

12歳以下の子を有している職員2,079人の中から、500人（約25%）を任意に抽出する。

（対象職員の選定にあたっての留意点）

- ・調査対象職員は、男女均等に選定する。
- ・幅広い職種の意識を把握するため、本庁と出先機関との職員数等を勘案して選定する。

(4) 調査票

「アンケート調査票」（省略）

3 調査内容

12歳以下の子を有している職員の、

- (1) 育児休業の取得
- (2) 休暇の取得
- (3) 超過勤務
- (4) 託児施設
- (5) 新たな制度の導入

等に対する意識や実態を調査する。

4 調査時期

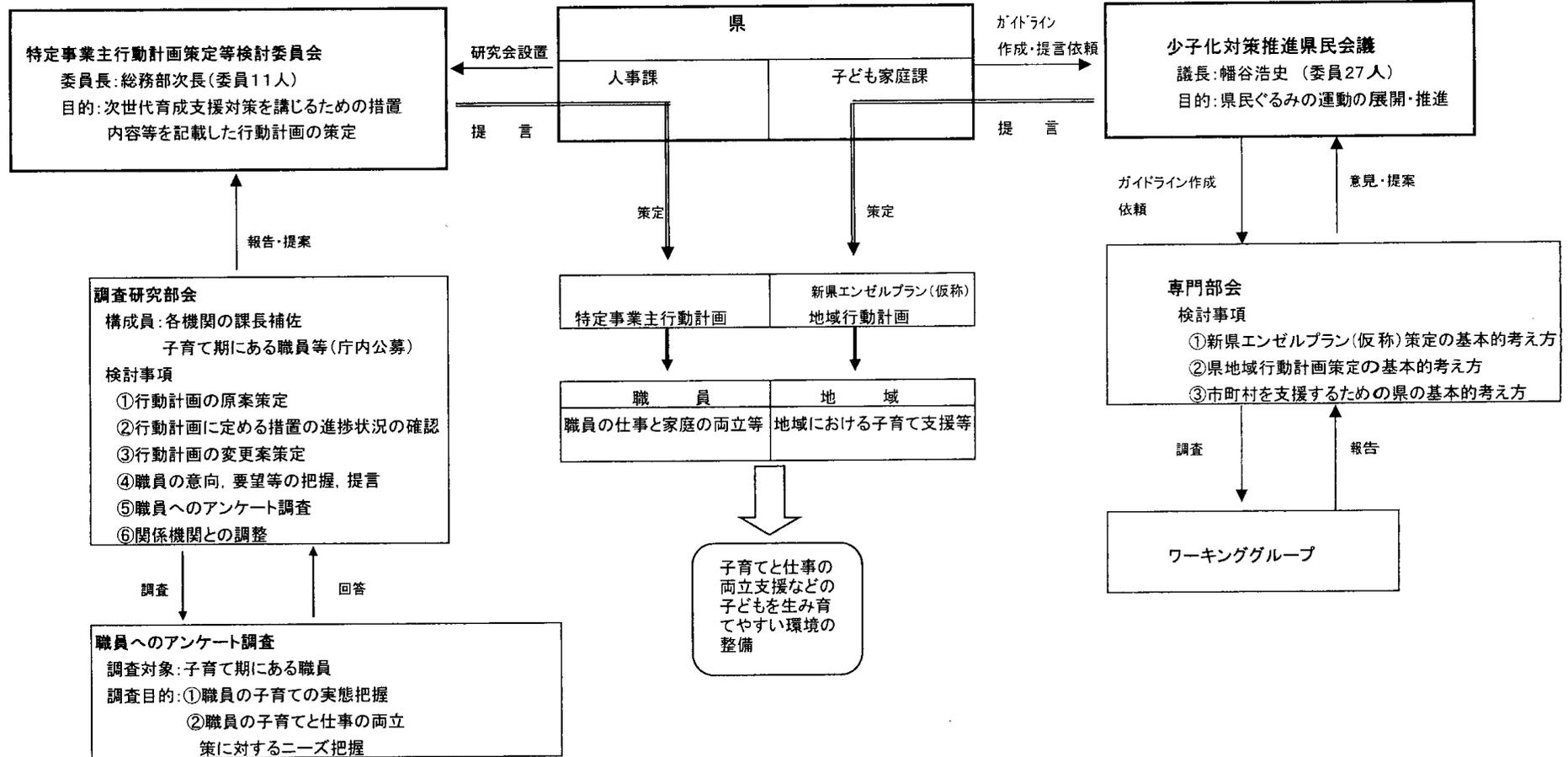
- (1) 調査票配付 5月31日（月）
- (2) 提出期限 6月11日（金）

5 調査結果の報告

7月に開催を予定している第2回特定事業主行動計画策定等検討委員会に調査結果を報告する。

次世代育成支援対策検討体制

資料4



計画策定スケジュール

日 程	委 員 会 等	内 容	
平成 16年	2月20日	委員会開催（第1回）	・検討委員会設置要綱について ・関係省庁研究会報告の概要について ・今後のスケジュール等について
	5月31日	職員に対するアンケート調査実施	・仕事と子育ての両立等に対する意識及び実態調査（行動計画への職員ニーズの反映等を目的）
	7月	委員会開催（第2回）	・行動計画の期間、内容、目標、公表方法等の検討
	9月	委員会開催（第3回）	・行動計画素案の検討
	11月	委員会開催（第4回）	・行動計画案の最終調整
	12月	知事説明	
平成 17年	2月	委員会開催（第5回）	・行動計画決定、公表、周知
	4月	行動計画スタート	・計画実施、実施状況確認

※調査研究部会は必要に応じて開催